

(別紙)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(届出事項等) 第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十四号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。))又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。))のうち、共済事業を行う組合等の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの</p> <p>五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(届出事項等) 第二百五十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項第二十四号に規定する「不祥事件」とは、共済事業を行う組合等又はその使用人その他の従業者(共済事業を行う組合等が法人であるときは、その役員(法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。))又は職員)が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の一件当たりの金額が百万円以上の紛失(盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。))</p> <p>五 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>